

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
 同じ世帯にある加入者全員の1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【1年分の自己負担額の計算期間＝令和2年8月1日～令和3年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額基準額
3割	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上	141万円
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上	67万円
1割	一般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方	56万円
	低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の方で、低所得者Ⅰに該当しない方	31万円
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方	19万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆申請手続きについて

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より3月から4月までに申請のご案内があります。なお、手続きには窓口への申請が必要です。

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601
 保険医療課（市役所1階）6番窓口 Tel.28-8018

敬老特別乗車証(敬老パス)の更新について

75歳以上の方が中央バス、空知中央バスの市内区間を100円で乗車できる敬老特別乗車証(敬老パス)は、有効期限が3月31日までとなっており、引き続き利用される方は、更新手続きが必要となります。

更新会場

- ・窓口の混雑緩和のため、お住まいの町別での更新手続きにご協力をお願いします。ご都合がつかない方は、他の町の期間でも更新できます。
- ・来庁される際には、閉庁日明けの午前などは避けていただくようお願いします。

手数料

無料

持ち物

- ・現在お持ちの敬老特別乗車証
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証など身分を証明できるもの



町名	期間	会場
扇町、花月町、北滝の川	2月1日～2月4日	(市役所1階) 介護福祉課
幸町、東滝川町、東滝川	2月7日～2月10日	
滝の川町、明神町、文京町	2月14日～18日	
泉町、一の坂町、新町、西滝川	2月21日～22日、24日、25日	
朝日町、空知町、流通団地	2月28日～3月4日	
東町、有明町、二の坂町	3月7日～3月11日	
黄金町、緑町、大町、南滝の川	3月14日～3月18日	
西町、栄町、本町、中島町、屯田町	3月22日～3月25日	
江部乙町	2月1日～ ※土・日、祝日を除く	

問合せ先 介護福祉課 Tel.28-8028